

国立大学法人東京医科歯科大学教授会通則

〔平成16年4月1日〕
規則第55号

(趣旨)

第1条 この通則は、国立大学法人東京医科歯科大学組織運営規程（平成16年規程第1号）第24条第2項の規定に基づき、教授会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 次に掲げる組織に、教授会を置く。

- (1) 大学院医歯学総合研究科
- (2) 大学院保健衛生学研究科
- (3) 医学部
- (4) 歯学部
- (5) 教養部
- (6) 生体材料工学研究所
- (7) 難治疾患研究所

2 教授会は、当該教授会を置く組織の専任の教授をもって組織する。

3 教授会の組織には、当該教授会の議を経て、当該教授会を置く組織の専任の准教授及び講師を加えることができる。

4 教授会の組織には、特に必要があると認めるときは、当該教授会の議を経て、前2項に定める者以外の本学の教授、准教授及び講師を加えることができる。

(審議事項)

第3条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり、当該教授会を置く組織に係る事項（第2条第1項第6号及び第7号に置かれる教授会にあっては、第4号及び第7号）について意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) 教育課程の編成に関する事項
- (4) 教員及び教員候補者の教育研究業績の審査に関する事項
- (5) 学生の退学、転学、留学、休学、復学に関する事項
- (6) 学生の懲戒に関する事項
- (7) 学術交流協定（国内外の教育研究機関と締結するもの）及び学生交流協定（国内の教育研究機関と締結するものを除く）の締結に関する事項

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長並びに大学院医歯学総合研究科長、大学院医歯学総合研究科副研究科長、大学院保健衛生学研究科長、医学部長、歯学部長、教養部長、生体材料工学研究所長及び難治疾患研究所長（以下「学長等」と

いう。)がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べるものとする。

(議長)

第4条 教授会に議長を置き、当該教授会を置く組織の長をもって充てる。

2 議長は、教授会を招集し、これを主宰する。

3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長の指名する構成員がその職務を代行する。

(議事)

第5条 教授会は、半数以上であって当該教授会が定める割合以上の構成員が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 教授会の議事は、出席した構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、特別の必要があると認められるときは、半数以上であって当該教授会の定める割合以上の多数をもって議決しなければならないとすることができる。

(代議員会等)

第6条 教授会は、その定めるところにより、教授会構成員のうちの一部の者をもって構成される代議員会等を置くことができる。

2 教授会は、その定めるところにより、代議員会等の議決をもって、教授会の議決とすることができる。

(研究科委員会)

第7条 大学院の各研究科に、教授会の審議事項のうち特定の事項について審議を行うため、研究科委員会を置く。

2 前項に定めるもののほか、研究科委員会に関し必要な事項は、当該研究科の長が別に定める。

(雑則)

第8条 この通則に定めるもののほか、教授会に関し必要な事項は、当該教授会を置く組織の長が別に定める。

附 則

この通則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月6日規則第3号) 抄

(施行期日)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日規則第46号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年5月29日規則第70号)

この規則は、平成25年5月29日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附則（平成27年3月30日規則第50号）

この通則は、平成27年4月1日から施行する。

附則（平成28年10月11日規則第147号）

この規則は、平成28年10月11日から施行し、平成28年10月1日から適用する。